

彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委託仕様書

- ・ 本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という。）が発注する「埼玉県エネルギー効率的利用手法導入可能性調査」業務委託について提案する者（以下「乙」という。）の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 業務目的

県では、カーボンニュートラル実現に向けて、電気エネルギーや熱エネルギーの面的な効率利用、太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を推進している。また災害時のエネルギーレジリエンスの観点などから、これらのエネルギーの地産地消を進めている。

今回、彩の国資源循環工場（以下「資源循環工場」という。）内の各事業者から発生する電気エネルギーや熱エネルギーを、資源循環工場内、埼玉県環境整備センター及び周辺の事業者並びに地域等で面的に活用し、効率的なエネルギー利用を実現するとともに、災害時のごみ処理を持続可能とするエネルギーレジリエンス強化に資する手法等について導入可能性調査を行う。

2 委託業務内容

以下の調査等を行う。なお、実施に当たっては、随時県と協議すること。

(1) エネルギー需給量の調査

- ・ 調査に同意した資源循環工場内の各事業者、周辺事業者及び埼玉県環境整備センターのエネルギー利用実態及び供給能力（電気・熱）
- ・ 調査に同意した資源循環工場内の各事業者、周辺事業者及び埼玉県環境整備センターの災害時におけるエネルギー需給

(2) 資源循環工場内の電気エネルギーリソースを活用したマイクログリッドの検討

検討に当たっては下記の条件に留意すること。

- ・ 平時から当該エネルギーを域内で利活用すること
- ・ 災害時に持続的なごみ処理を行えるようにすること
- ・ 東京電力パワーグリッド(株)の送電網を活用すること
- ・ 脱炭素効果のみならず、レジリエンス、コスト等の観点からも実現可能性が高いエネルギー効率的利用手法の提案を行うこと

- ・本提案内容は乙自らが主体となって事業を進めることができるものとする
- ・以上の実施にあたり、各事業所の事業活動に支障がないこと

(ア) 検討内容（対象範囲や手法等の異なる3パターン程度の検討を想定）

- ・マイクログリッドの対象区域（参加事業者）
- ・マイクログリッドで構築するシステム（活用するエネルギー、太陽光等追加するエネルギー設備、蓄電池等の調整力、自営線等の付加設備）
- ・次世代技術・設備等の活用
- ・マイクログリッドのエネルギー調整管理
- ・マイクログリッドの実施体制・事業スキーム及び管理体制
- ・平常時、系統停電時及びグリッド内発電設備停止時における需給シミュレーション（脱炭素効果や売買価格の検討を含む）
- ・マイクログリッド構築に係る各種関連法規の整理及び対策
- ・マイクログリッドの安全面
- ・マイクログリッド等の構築スケジュール

(イ) 事業化可能性（事業採算性、資金調達）

(ウ) 余剰電気エネルギーの資源循環工場内の各事業者、埼玉県環境整備センター及び周辺事業者以外への活用の検討

- ・民間施設、公的施設での利用の検討
- ・脱炭素街区等の検討

(3) 熱融通の検討

検討に当たっては下記の条件に留意すること。

- ・本提案内容は乙自らが主体となって事業を進めることができるものとする

(ア) 検討内容

- ・熱の融通範囲・融通手法
- ・熱融通の実施体制・事業スキーム及び管理体制
- ・熱融通に係る各種関連法規の整理及び対策
- ・次世代技術・設備等の活用

(イ) 事業化可能性（事業採算性、資金調達）

(4) 関連調査等の実施

国の補助金や全国・海外の先進事例等、本事業の参考とできるような調査も実施すること。

(5) 検討会等の実施

本業務の実施に必要な検討会（報告会等）を年2回程度開催すること。会場は埼玉県環境整備センターとし、会場費はかからないものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日までとする。

4 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議の概要を乙が取りまとめ、甲に確認を求めるものとする。

5 成果物の提出

(1) 中間報告①

乙は、甲が指定する日（6月頃を想定）までに、2委託業務内容（1）～（3）について、調査・検討内容をワード形式、エクセル形式又はパワーポイント形式で提出すること。

(2) 中間報告②

乙は、甲が指定する日（10月頃を想定）までに、2委託業務内容（1）～（3）について、最終報告で報告予定の水準の調査・検討内容を、ワード形式、エクセル形式又はパワーポイント形式で提出すること。

(3) 報告書

乙は、報告書（公開版、詳細版）を、令和9年1月29日までにワード形式、エクセル形式又はパワーポイント形式で提出すること。

※（1）～（3）の成果物の提出は、事前に甲の確認・承認を受けた上で提出すること。

(4) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて甲のものとし、甲が承諾した場合を除き、乙は成果物を公表してはならない。

6 再委託

乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

8 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、報告書の提出をもって業務完了の報告を行ったものとする。

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めに応じ、受託業務の処理状況について随時報告する。

9 その他

(1) 納入成果物を始めとした全ての提出物及び甲と乙の会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。本業務委託の連絡担当者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、甲の意思を正確に把握可能な者とする。

(2) 乙は、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

(3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報保護法に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報に保護に努めるものとする。

(4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

(5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。